

## 平成30年 第11回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第11回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年11月 5日(月)
- 2 招集通知日 平成30年11月 5日(月)
- 3 招集日時 平成30年11月15日(木)午後1時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室C・D
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(8名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	佐藤 信雄	小塩江	安藤 雅裕	仁井田	影山 孝	大東	関根 要一
稲田	有馬 勝三	大東	熊谷 聡	長沼	松川美智夫	岩瀬	古川 守

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 8名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名 有馬 勝三 熊谷 聡



15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後 2 時 2 8 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実  
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第11回総会

平成30年11月15日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第57号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

議 長 ここで、申請番号第191号は、11番小林伸二農業委員の自己案件です。ので「須賀川市農業委員会議規則第10号議事参与の制限」により退席を求め、先に審議いたします。

(小林 伸二委員 退席)

事 務 局 農政課 関根主事説明

議 長 只今、申請番号第191号についての説明がありました、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

申請番号第191号に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号第191号について計画どおり決定することといたします。

議 長 ここで、小林伸二農業委員の復席を求めます。

(小林伸二委員 復席)

議 長 続きまして、申請番号第192号の説明を願います。

事 務 局 農政課 関根主事詳細説明

議 長 只今、申請番号第192号の説明がありました。ご質問等は、ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第57号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 57 号「農用地利用集積計画について」は、  
計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第 58  
号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたし  
ます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 関根主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 58 号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議  
のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 58 号「農用地利用配分計画(案)に関する意  
見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。  
次に、議案第 59 号「農地等の買受適格証明の適否決定について」を議  
題といたします。

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 須田事務局長説明。

受理番号第 1 号と第 4 号については、11 月 21 日予定の公売入札物件で  
中止となったため 11 月 7 日付けで「農地等の買受適格証明願ひ」と「農  
地法第 3 条許可申請」第 87 号、第 95 号が取下げ願出書が提出された  
ことも報告した。次に、受理番号 2 号と受理番号 3 号について申請内  
容を説明した。

議 長 続いて、受付番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当し  
た最適化推進委員からお願いいたします。

議 長 受理番号第 2 号と 3 号は、安藤雅裕推進委員からお願いします。

安藤雅裕推進委員 受理番号第 2 号について説明いたします。申請人は、上小  
山田地区で水稻、和牛飼育に従事しております。農業従事者

は4人であり、この土地を取得がなされた場合は水稲栽培すると聞いております。農作業に必要な技術や農業機械所有しており農家としての要件を妨げるようなものもなく、模範的な農家として経営を行っております。

受理番号第3号の佐久間氏は小倉地区で水稲や花きを栽培して農業を営んでおります。農業従事者は2人でこの土地を取得がなされた場合は水稲栽培する予定です。農業技術に関しても長年耕作しているので問題はありません。農作業に必要な農機具も所有しております。農家としての要件を妨げるようなものもなく、模範的な農家として経営を行っております。

議 長 只今、受理番号順に説明がありました。質問等ありませんか。  
(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第59号「農地等の買受適格証明の適否決定について」証明することに異議のない農業委員は挙手願います。  
(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第59号「農地等の買受適格者として」証明することといたします。次に、議案第60号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長 説明

説明前に公売入札中止による申請取下げ案件(受理番号第87号、第95号)と受理番号第86号の調査員の変更について説明した。

議 長 続いて、受理番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第85号については、影山 孝推進委員から説明願います。

影山 孝推進委員 受理番号第85号について、説明いたします。11月11日、古川農業委員と調査して参りました。譲渡人と譲受人は義理

の親子関係にあります。今年の春に千恵子さんの旦那様（息子）が他界され、これまで交わされていた息子と孝雄さんとの貸借関係を嫁さんの千恵子さんに継承する形になります。現在は後継者と2人で農業を営んでおり、機械作業は、親戚や亡夫の友人に依頼して行われています。許可上特に問題はないと思われまますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 続きますして受理番号第86号に移ります。遠藤敏雄農業委員から説明願います。

6番 遠藤 敏雄農業委員 受理番号第86号について熊谷推進委員と調査した結果を説明いたします。譲渡人の安田宏貴氏は会社員で農業は行ってはおらず、農地を貸していたが数年前に返され休耕田状態です。今後も農業を行う意思はないため耕作者を探していましたがなかなか見つからず他の依頼人から譲受人渡邊氏の紹介があり、話しがまとまったものです。

渡邊氏は、農業兼設備会社も営んでおり農機具の他に土木重機も所有しております。申請地は、用排水の条件も悪いため水田復元は困難であり土盛りを行い野菜の作付けするとのこと。価格についても双方の話し合いにより決定されたものです。耕作環境が改善されるため周辺農地に悪影響を及ぼすことは無く、土地の有効利用と作業の効率化が図られるため許可上特に問題は無いものと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 受理番号第87号は取下げ、第88号と89号は、議案第59号買受適格証明の案件時に説明済です。

次に、受理番号第90号については佐藤信雄推進委員から報告願います。

佐藤 信雄推進委員 受理番号第 90 号について説明いたします。11 月 10 日安藤農業委員と調査して参りました。

両申請人は、遠い親戚関係にあり、申請地は、以前長沼氏より相楽氏が購入した土地であり今回買い戻すとの申請であります。また、売買価格も両者合意の決定であり、許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 続きまして受理番号第 91 号に移ります。大河原農業委員から説明願います。

12 番大河原 一英農業委員 第 91 号について説明いたします。貸人の大河原氏は、借り人の娘婿の関係です。前の第 90 号を完結するための権利取得の申請であります。双方とも農機具等も揃っており野菜づくりも行っており許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 92 号に移ります。古川農業委員から説明をお願いします。

7 番古川 雅和農業委員 両申請者は、仁井田地区内の知人の関係であり売買による所有権の移転申請です。売買価格も両者合意の上、譲受人根本氏も水稲作中心の農家であり何ら問題は無いと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 93 号に移ります。安藤 雅裕推進委員から説明をお願いします。

安藤 雅裕推進委員 受理番号第 93 号について説明いたします。譲渡人塩田氏と譲受人柳沼氏は所有する農地が隣接している関係です。申請地は、柳沼氏の所有地の隣りに位置し申請地を取得することにより効率的な作業ができ周辺農地への影響を及ぼすことは無いと思われます。また、取得後は、野菜作付け

を行うとのこと。売買価格もお互いの話し合いにより決定し、何ら問題は無いかと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 94 号に移ります。関根 要一推進委員から説明をお願いします。

関根 要一推進委員 受理番号第 94 号について説明いたします。11 日に吉田農業委員と調査して参りました。譲渡人宗形正一氏と譲受人宗形けさみ氏は、申請地を挟み東西に居住する隣り同士です。けさみ氏はこの畑を取得しインゲン等を作付けする予定です。また、けさみ氏宅への進入路が狭いため今後一部転用を行う計画もあるため今回の申請になりました。価格についても両者話し合いの上により決定しており何ら問題は無いかと思われ。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 95 号は、公売が中止となったため取下げとなりました。  
議長 只今、申請番号順について説明がありました。質問等ありませんか。  
(質疑は、なし)

議長 それでは、お諮りいたします。議案第 60 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。  
(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 60 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。次に、議案第 61 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。松川美智夫推進委員。

松川 美智夫推進委員 申請受理番号第 5 号について報告します。本件について 10 日に栗野農業委員と現地調査を行って来ました。今回の申請は、国道 118 号線の道路拡幅により申請者の住宅、物置、駐車場等の移転が必要となり、それらの代替用地としての申請であります。申請地は、現在の宅地に隣接しており農地の集団性を阻害するものではなく、排水についても合併浄化槽を介して排水路に流出するものであり土砂流出防止策とし土止めを行うことで付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はありませんか。

(質疑は、なし)

議長 長 それではお諮りいたします。議案第 61 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請とおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 61 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。次に、議案第 62 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議長 長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。古川 守推進委員。

古川 守推進委員 説明いたします。申請人の関係は、被設定人の吉成 葵氏は設定人直一氏の孫、被設定人の麗子氏は直一氏の娘の関係です。今回の申請は、娘さんが実家に戻るため住宅を新築すると

のことです。申請地の周辺は、深谷直一氏の所有地であり南側は市道となっており周辺への影響は無いものと思われます。下水等の生活排水処理も適正に処理されるため周りの農地への営農には悪影響は無いものと思われます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議お願いします。

議 長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(他に質疑は、なし)

議 長 それではお諮りいたします。議案第 62 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」申請とおり許可相当とすることに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 62 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し許可相当で県に進達することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 55 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、2 件です。

報告第 56 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書転用の受理については、12 件です。

報告第 57 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、6 件です。

報告第 58 号 災害復旧工事のための農地一時農地転用届出書の受理については、2 件です。

報告第 59 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書については、7 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。各委員からその他で何かありましたら、発言を許します。

7番古川 雅和農業委員 農業委員会情報誌かけはし編集委員会からお願いいたします。今回、県下農業委員会大会や県外研修が行われ多くの委員の方々が参加されました。参加された皆様方から参加報告レポートの提出がなされることになってます。かけはし次号に掲載したいのでご理解と提出方ご協力願います。

(他に委員から特になし)

議 長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事 務 局 来月総会予定と農政懇談会の実施のお知らせ。

新春賀詞交換会の開催と申込方法について。

議 長 これにて、平成30年第11回須賀川市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、お疲れ様でした。